

津市ブロック塀等撤去改修事業補助金

1. 対象者

市内に設置されているブロック塀等を所有する個人または法人

2. 補助金対象ブロック塀等

道路に面したコンクリートブロック造または組積造の塀（門柱を含む）で、

高さ1 m以上*、かつ2段積み以上のもの

*道路と敷地地盤面の高さが異なる場合は、道路面からの高さが1 m以上



補助金の対象であるかどうか、どこからどこまでの何メートルが対象になるかを市の職員が現地調査しますので、補助金申請前（見積取得前）にご連絡ください。

3. 対象事業 (1)撤去のみ または (1)・(2)撤去と設置

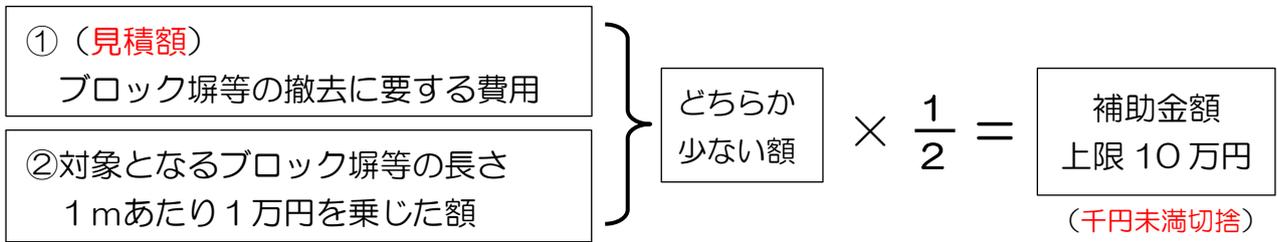
- (1) 道路に面して設置されたブロック塀等及び門柱の**全部を撤去**する工事
- (2) 上記(1)撤去と合わせて**フェンス等を設置**する工事

※(2)フェンス等の設置のみは補助金の交付対象外です

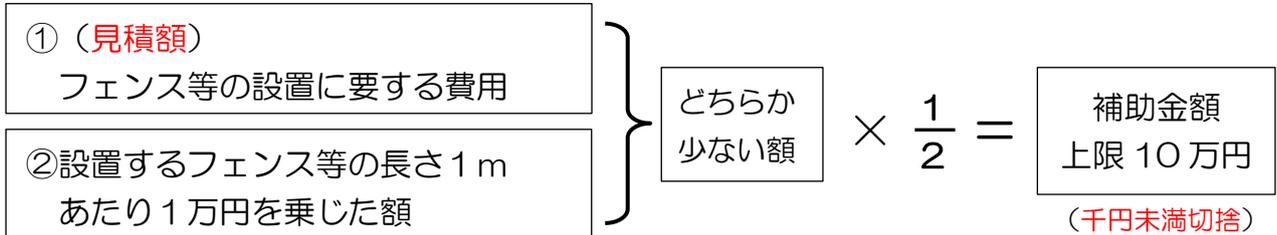
※補助金交付決定前に工事契約または工事に着手された場合、ブロック塀等の一部のみを撤去する場合は補助金の交付対象になりません

4. 補助金の額

(1) 【撤 去】



(2) 【設 置】 ※設置の対象となる延長は撤去の対象メートル数の範囲内です。



例 (1)撤去と(2)設置をする場合の補助金額

対象となる 12.8m のブロック塀を撤去し、 10.0m だけフェンスを設置する場合

(1)【撤去】

- ① (見積額) 撤去に要する費用 250,000 円
 - ② 1mあたり1万円を乗じた額 $12.8\text{m} \times 1\text{万円} = 128,000\text{円}$
- ① > ② なので

$$128,000\text{円} \times \frac{1}{2} = 64,000\text{円} \quad \cdots (1) \quad \text{※千円未満切捨て}$$

(2)【設置】

- ① (見積額) 設置に要する費用 450,000 円
 - ② 1mあたり1万円を乗じた額 $10.0\text{m} \times 1\text{万円} = 100,000\text{円}$
- ① > ② なので

$$100,000\text{円} \times \frac{1}{2} = 50,000\text{円} \quad \cdots (2) \quad \text{※千円未満切捨て}$$

よって、補助金額は(1) + (2) = $64,000\text{円} + 50,000\text{円} = 114,000\text{円}$

5. 申請時に必要な書類

- (1) 申請書
 - (2) 付近見取図(地図)
 - (3) 撤去前のブロック塀等の配置図及び写真
 - (4) 設置に係るフェンス等の計画図面
 - (5) 工事見積書の写し
 - (6) 補助金代理請求及び受領予定届出書(詳しくは別紙を参照してください。)
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- ※(4)については、設置の補助を受ける場合のみ必要です。
※(6)については、補助金の受取りを施工業者に委任される場合のみ必要です。

6. 提出場所

都市計画部建築指導課(市本庁舎5階)、各総合支所地域振興課

7. 留意点

- 建築基準法第42条第2項に規定する道路(幅員4m未満の道路)に面してフェンス等を設置する場合は、道路中心より2m後退する必要があります。詳しくは下記までお問い合わせください。
- 補助金の交付は、一敷地につき1回までです。
- 原則同年度の1月末までに工事を完了させる必要があります。

お問い合わせ先

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

津市 都市計画部 建築指導課

TEL: 059-229-3187 / FAX: 059-229-3336

手続きの流れ

Step1 お問い合わせください。

① 現地調査依頼

市職員が現地調査し、補助金の対象かどうか、対象となる範囲（m数）を確認しますので、まずはお問い合わせください。 ☎059-229-3187

Step2 申請

② 補助金の申請 ※契約または工事着手の10日前までに

市職員による現地調査結果（m数等）を踏まえ、見積りを取得していただき、申請書及び必要書類を建築指導課または各総合支所地域振興課へ提出して下さい。

③ 交付決定の通知

市から「補助金等交付決定通知書」を郵送します。

Step3 工事

④ 工事の実施

交付決定通知後、施工業者と契約し、工事に着手して下さい。

※完了時の写真を忘れずに撮って下さい。

※交付決定より前に契約または工事に着手された場合は、補助の対象外になります。

Step4 完了報告

⑤ 実績報告書の提出

工事が完了しましたら、実績報告期限内（交付決定通知書に記載）かつ完了後30日以内に実績報告書を建築指導課へ提出して下さい。

また、添付書類として、次のものが必要になります。

- 完了時の写真
- 領収書の写し

※補助金の受取りを施工業者に委任する場合は、要した費用から補助金額を除いた額の領収書等の写し

- 契約書又は契約書に代わる書類（注文書・注文請書）の写し

⑥ 交付確定の通知

市から「補助金等交付確定通知書」を郵送します。

Step5 請求

⑦ 補助金の請求

補助金の請求をして下さい。請求後20日程度で補助金が交付されます。

※補助金の受取りを工事業者に委任される場合は、委任状が必要です。

（請求書及び委任状は「補助金等交付決定通知書」郵送時に同封します。）

補助金の代理請求及び受領制度とは

補助金申請者が受け取る予定の補助金を市から直接事業者へ交付する制度です。

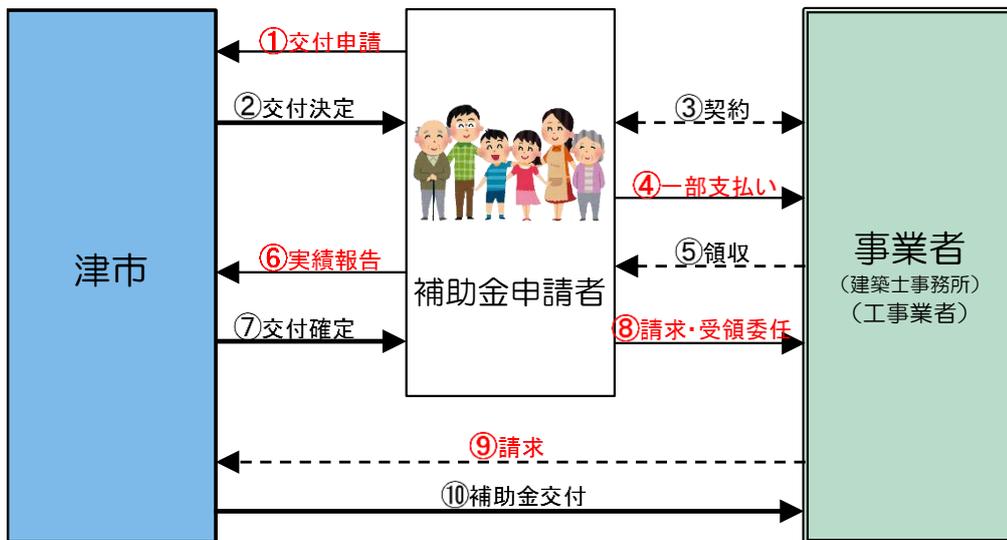
従来の市の補助金は、要した費用を事業者へ一旦全額支払っていただいてから、市が補助金申請者に補助金を交付するという制度でしたが、「補助金代理請求及び受領制度」を利用していただくことにより、**実際の費用と補助金との差額（自己負担額）のみ**を事業者に支払っていただくだけで済むようになります。

なお、補助金代理請求及び受領制度をご利用いただく際は、必ず事前に事業者の承諾を得ていただくようお願いいたします。

●要する費用が70万円（補助金額11.4万円）の場合



補助金代理請求及び受領の流れ



- ① 交付申請時に「補助金代理請求及び受領予定届出書」を提出
- ④ 補助金申請者は、要した費用から補助金額を除いた額を事業者に支払う
- ⑥ 補助金申請者は、要した費用から補助金額を除いた額の領収書の写しを提出する
- ⑧ 補助金申請者は、補助金の請求及び受領を事業者に委任する
- ⑨ 事業者は、申請者からの委任状を添えて、補助金を請求する

津市 都市計画部 建築指導課

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

TEL: 059-229-3187 / FAX: 059-229-3336